

**【発表の要旨】**

**プラスチック製容器包装の拡大収集について**

平成23年度から5品目に限りプラスチック製容器包装の収集を開始してきましたが、平成24年4月1日からは収集の対象を7種類に拡大して収集します。

遠野市記者発表資料  
平成24年2月15日  
環境整備部環境課・清養園クリーンセンター

# プラスチック製容器包装の正しい分け方・出し方

プラスチック製容器包装の種類			出し方・注意
対象になるもの	ポリ袋・ラップ・ラベル類	レジ袋、お菓子の袋、食品や惣菜などを包むラップ、ペットボトルなどのラベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中身を残さないで軽くすいでください。汚れていなければさすがなくてかまいません。</li> <li>○金属・ガラス・紙・食べ物などを混ぜないでください。</li> <li>○豆腐パックのフタも対象です。パックのフチにフタがついたままでもかまいません。</li> <li>○値札やバーコードのシールをはがす必要はありません。</li> <li>○各集積所に備え付けてあるネット袋に入れてください。混ぜて入れてかまいません。</li> <li>○レジ袋などのポリ袋は、ポリ袋だけでネット袋に入れてください。ポリ袋の中に何かを入れた状態でネット袋に入れしないでください。</li> <li>○毎月第4週のびん類と併せて収集します。平日であれば、直接清養園クリーンセンターに持ち込むことも可能です。</li> </ul>
	キャップ類	ペットボトルやインスタントコーヒーなどのプラスチック製キャップ	
	トレイ類	生鮮食品・惣菜などのトレイ（有色・柄付きトレイを含む）	
	カップ・パック類	カップラーメン、卵パック、豆腐パック、コンビニ弁当などの容器、錠剤の容器	
	ボトル類	シャンプー・洗剤・ソース・乳酸菌飲料などのボトル	
	ネット類	野菜や果物が入っていたネット（発泡スチロール製ネットを含む）	
発泡スチロール・緩衝材	海産物が入っていた発泡スチロール、家電製品などに入っている緩衝材、ぶちぶち		
対象にならないもの	汚れの落ちにくいもの（もえるごみ）	マヨネーズなどの容器とキャップ、わさびや歯みがき粉などのチューブとキャップ、納豆の容器、カップラーメンのタレなどが入った小袋、シャンプーなどのノズル（ポンプ）ビデオテープ、CD、長靴、ホース、ゴム手袋、おもちゃ、ハンガー、バケツ、洗面器、歯ブラシ、スポンジ、まな板、タッパー、植木鉢など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○もえるごみに出してください。</li> <li>◎汚れが落ちれば対象になります。</li> </ul>
	プラスチック製品（もえるごみ）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○もえるごみに出してください。</li> </ul>
	プラスチック製品（可燃粗大ごみ）	ポリタンク、衣装ケース、プランターなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>○可燃粗大ごみに出してください。</li> </ul>
	事業活動から出る廃プラスチック（産業廃棄物）	マルチ、肥料袋、苗用ポットなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物として適切に処理してください。</li> </ul>

**平成24年4月からプラスチック製容器包装全般が資源ごみとなります。御理解と御協力をお願いします。**

担当：環境整備部環境課環境衛生係（千葉）  
電話 0198-62-2111（内線 320）